

**平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務（現地徴収）
委託業者選定要領**

1 業務の概要

(1) 目的

富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、富士山の環境保全、登山者の安全対策を目的に、富士山の利用者負担制度に係る徴収業務を委託する。

(2) 業務の名称

平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）

(3) 契約（予定）期間

契約日から平成 28 年 10 月 31 日（月）まで

(4) 契約限度額

26,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の内容

別添、「平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）業務仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

3 実施方法

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
質問受付期間	5 月 6 日（金）～5 月 16 日（月）
質問に対する回答	5 月 18 日（水）まで
企画提案書提出期限（郵送・持参）	5 月 20 日（金）正午必着
委託業者選定委員会（プレゼンテーション）	5 月 24 日（火）
選定結果の通知	5 月 25 日（水）
契約	6 月 7 日（火）

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙（現地徴収）」により、F A X又はEメールにて受け付ける。なお、F A X又はEメールの送信後、確認のため当課宛てに電話を行うこと。

ア 受付期間：平成 28 年 5 月 6 日（金）から平成 28 年 5 月 16 日（月）まで

イ 送付先：F A X番号 054-221-3757

Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：平成 28 年 5 月 18 日（水）までに、回答をEメールで送付する。

(3) 企画提案書の作成

別添、「平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務（現地徴収）企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ア 受付期間：平成 28 年 5 月 6 日（金）～平成 28 年 5 月 20 日（金）正午必着

イ 提出先：静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課安全対策班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

ウ 提出部数：10 部

エ 到着確認：受付期間中、郵送により企画提案書が到着した場合、受理した旨を E メールにて通知する。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案は、1 者 1 提案とする。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。ただし、企画提案当日の資料の追加は可とする。

なお、資料を追加する場合については、10 部を用意すること。

(5) 委託業者選定委員会（プレゼンテーション）

ア 日時：平成 28 年 5 月 24 日（火）の指定した時間（時間は別途通知する。）

イ 場所：静岡県庁別館 2 階第 1 会議室 A（静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

ウ 1 者当たりの所要時間：プレゼンテーション 15 分程度

質疑応答 10 分程度

※ プレゼンテーションに係るデータファイルは原則、当日持参とする（プロジェクター、スクリーン、PC (Windows 対応) 等の機材は静岡県において用意する)。

※ 時間、場所等は、辞退者を除く企画提案者各者に通知する。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

4 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「富士山保全協力金等徴収業務委託業者選定委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、平成 28 年 5 月 25 日（水）に、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者に E メールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

なお、選定されなかった者（辞退者を除く。）は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間：平成 28 年 5 月 25 日（水）～平成 28 年 5 月 27 日（金）

イ 送付方法：F A X または E メール

ウ 送付先：F A X 番号 054-221-3757

E メール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

エ その他：F A X 又は Eメールの送信後、確認のため当課宛てに電話で連絡すること。

(3) 選定基準

別添、「平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）業者選定基準」のとおり。

5 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び選定委員会の使用に限る）。

(2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、平成 28 年 5 月 23 日（月）までに、別添「辞退届（現地徴収）」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

※辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで連絡する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合